



2024年10月15日

各 位

会 社 名 日創プロニティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 石田 徹
(コード：3440 東証スタンダード・福証)
問合せ先 取締役経営企画室長 諸岡 安名
(TEL 092-555-2825)

持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約の締結及び 定款の一部変更（商号及び事業目的の一部変更）に関するお知らせ

当社は、2024年10月15日開催の取締役会において、持株会社体制へ移行するため、日創プロニティ分割準備株式会社（以下、「分割準備会社」という。）と吸収分割契約を締結すること（以下、当該吸収分割契約に基づく吸収分割を「本吸収分割」という。）を決議し、同日付で、吸収分割契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、持株会社体制への移行に伴い、2025年6月1日（予定）を効力発生日として「日創グループ株式会社」に商号を変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。

本吸収分割及び定款変更（商号及び事業目的の一部変更）につきましては、2024年11月28日に開催予定の当社定時株主総会の承認が得られることを条件といたします。

なお、本吸収分割は、当社の完全子会社との吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

記

I. 持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約の締結

1. 持株会社体制への移行目的

当社グループでは、これまで3次にわたる中期経営計画に基づきM&A投資を実行し、一定の成果を収め事業領域の拡大を進めてまいりましたが、持続的な成長と企業価値の最大化を追求していくには、より強固なグループ経営基盤・組織体制の構築が不可欠だと判断し、持株会社体制への移行に向け、本吸収分割を行うものであります。

持株会社においては、人財の採用と育成を進めるとともに、グループ経営戦略（全社戦略）の策定、M&Aの積極的推進、グループ横断的な営業戦略・製造原価低減・新規事業・新製品開発を進め、各事業会社においては、持株会社による統制・支援のもと、事業環境の変化や事業特性に応じた柔軟かつスピード感のある事業展開を行ってまいります。これらにより、グループ経営の最適化を進め、持続的な成長と企業価値の最大化を追求してまいります。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本吸収分割の日程

2024年10月15日	吸収分割契約に関する取締役会決議
2024年10月15日	吸収分割契約の締結
2024年11月28日(予定)	吸収分割契約に関する株主総会決議
2025年6月1日(予定)	吸収分割の効力発生日

(2) 本吸収分割の方式

当社を吸収分割会社(以下、「分割会社」という。)、当社の100%子会社である分割準備会社を吸収分割承継会社(以下、「承継会社」という。)とする吸収分割方式により行います。

また、当社は持株会社体制への移行後も引き続き上場を維持いたします。

(3) 本吸収分割に係る割当の内容

本吸収分割に際して、承継会社である日創プロニティ分割準備株式会社は普通株式97株を新規発行し、その全部を分割会社である当社に対して割当交付いたします。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、効力発生日において、金属加工事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務を吸収分割契約書に定める範囲において分割会社から承継します。

なお、分割会社から承継会社に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によります。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社は、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていません。したがって、本吸収分割において、当社及び承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題ないと判断しております。

3. 本吸収分割の当事会社の概要

	分割会社 (2024年8月31日現在)	承継会社 (2024年10月1日設立時現在)
(1) 名称	日創プロニティ株式会社	日創プロニティ分割準備株式会社
(2) 所在地	福岡県福岡市南区向野二丁目10番25号	福岡県福岡市南区向野二丁目10番25号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石田 徹	代表取締役社長 石田 徹
(4) 事業内容	金属加工事業	金属加工事業
(5) 資本金	1,176百万円	3百万円
(6) 設立年月日	1983年9月20日	2024年10月1日
(7) 発行済株式数	6,800,000株	3株
(8) 決算期	8月31日	8月31日
(9) 大株主及び持株比率 (注)1	NTi company 株式会社 18.20% 石田 利幸 13.19% 石田 徹 7.84% 井上 亜希 5.68% 山崎 勝明 3.85% 株式会社福岡銀行 2.93% 野村證券株式会社 2.03% 株式会社商工組合中央金庫 1.95% 大里 和生 1.43% 上田八木短資株式会社 1.21%	日創プロニティ株式会社 100%
(10) 当事会社間の関係		
資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式の100%を保有しております。	
人的関係	分割会社より取締役を派遣しております。	
取引関係	事業を開始していないため、分割会社との取引関係はありません。	
(11) 直前事業年度の経営成績及び財政状態 (2024年8月期) (注)2		
純資産	12,058百万円 (連結)	3百万円 (単体)
総資産	22,405百万円 (連結)	3百万円 (単体)
1株当たり純資産	1,842.58円 (連結)	1,000,000.00円 (単体)
売上高	17,694百万円 (連結)	—
営業利益	1,275百万円 (連結)	—
経常利益	1,362百万円 (連結)	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,094百万円 (連結)	—
1株当たり当期純利益	167.33円 (連結)	—
1株当たり配当金	35.00円 (連結)	—

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して記載しております。

2. 承継会社は、最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみを表記しております。

4. 分割する事業の概要

- (1) 分割する事業の内容
金属加工事業

(2) 分割する事業の経営成績 (2024年8月期実績)

	分割事業部門 (a)	当社実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	4,562百万円	4,877百万円	93.5%

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格

分割する資産及び負債については、本事業に係る資産及び負債のうち吸収分割契約において定めるものとなりますが、2025年5月31日の貸借対照表を基準として両者間で調整し、確定する予定であります。

5. 本吸収分割後の状況

	分割会社	承継会社
(1) 名称	日創グループ株式会社 (2025年6月1日付で「日創プロニティ株式会社」より商号変更予定)	日創プロニティ株式会社 (2025年6月1日付で「日創プロニティ分割準備株式会社」より商号変更予定)
(2) 所在地	福岡県福岡市南区向野二丁目10番25号	福岡県福岡市南区向野二丁目10番25号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石田 徹	代表取締役社長 石田 徹
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理等	金属加工事業
(5) 資本金	1,176百万円	100百万円
(6) 決算期	8月31日	8月31日

6. 今後の見通し

承継会社である分割準備会社は、当社の完全子会社であるため、本吸収分割が分割会社である当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

II. 商号の変更及び定款の一部変更

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

持株会社体制への移行に伴い、商号を変更するものであります。

(2) 新商号 (英語表記)

日創グループ株式会社 (英文: NISSO GROUP Co., Ltd.)

(3) 変更予定日

2025年6月1日

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

持株会社体制への移行に伴い、商号及び目的事項を変更するものであります。なお、定款変更は株主総会において承認されること及び本吸収分割の効力が発生することを条件としております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 本定款変更の日程

2024年11月28日(予定)

定款変更に関する株主総会決議

2025年6月1日(予定)

定款変更の効力発生日

以上

【別紙】

定款変更の内容

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>日創プロニティ株式会社</u>と称し、英文では<u>NISSO PRONITY Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを<u>目的とする。</u></p> <p>1. ～11. (条文省略)</p> <p>第3条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>日創グループ株式会社</u>と称し、英文では<u>NISSO GROUP Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと<u>並びに傘下の会社 (外国会社を含む。)、組合 (外国における組合に相当するものを含む。)、その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>1. ～11. (現行どおり)</p> <p>第3条～第47条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(効力発生日)</u> 第1条 定款第1条 (商号) 及び第2条 (目的) の変更は、<u>2025年6月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、変更の効力発生日経過後にこれを削除するものとする。</u></p>